

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成24年7月19日

世田谷区

### 1. 業務の概要

(1) 件名 代田橋駅周辺地区地区街づくり計画方針策定調査業務委託

(2) 事業の目的

代田橋駅周辺地区地区街づくり計画は、世田谷区街づくり条例第11条に基づき、「都市整備方針に定める内容の実現」と「安全で住みやすい快適な環境の市街地の形成」のために策定するものである。

代田橋駅周辺地区では街づくり協議会（以下「協議会」という。）が「地区街づくり計画原案」を検討中であり、平成24年秋頃に区に提案予定である。協議会の提案を踏まえ地区における課題を整理するとともに、市街地形成のために有効な事業手法の概要を検討する。平成25年度の「地区街づくり計画」策定に向けて、街づくりの方針を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

- 1) 代田橋駅周辺における世田谷区及び東京都の計画（都市整備に関する計画、住宅・商業・防災・公共施設整備の計画など）の整理
- 2) 京王線連続立体交差事業に伴う鉄道、側道、駅前広場などの計画についての整理
- 3) 地区の現況（土地利用・建物の状況、道路、公園等）による地区課題の整理
- 4) 協議会による「地区街づくり計画原案」の内容の確認及び地区課題の整理（協議会へのヒアリング含む）
- 5) 地区課題への対応の方向性の検討
- 6) 地区の市街地形成のための事業手法の概要検討
- 7) 代田橋駅周辺地区「地区街づくり計画」策定に向けた方針の作成
- 8) 地区街づくり計画の方針に関する住民説明会用の資料作成（スライド、パンフレット、チラシ含む）及び開催準備
- 9) 報告書の作成

(4) 履行期間

平成24年9月下旬から平成25年3月下旬まで（予定）

### 2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格で、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」、取扱品目「地域・地区計画」又は「再開発・区画整理計画」を有すること。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成19年度以降に、都内市区町村又は東京都近郊政令指定都市における都市計画法に基づく地区計画策定業務の受託実績があること。
- (7) 平成19年度以降に、世田谷区の街づくりに関する業務の受託実績があること。

### 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

### 4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績（業務実績）
- (2) 予定技術者実績（技術者資格、実務実績、地域精通度）
- (3) 特定テーマに対する提案（業務内容の理解度、的確性、実現性、独創性）
- (4) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (5) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (6) 工程計画（妥当性）
- (7) ヒアリング（専門性と技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力）
- (8) 参考見積の妥当性

### 5. 手続等

#### (1) 担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課（担当：小幡、澁谷）

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール6階）

電話：03-5478-8031 / FAX：03-5478-8019

E-mail：SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp

窓口受付時間（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：平成24年7月19日（木）から7月30日（月）

2) 交付場所及び方法

①上記（1）にて窓口配布

②世田谷区ホームページよりダウンロード まちと住まい → おしらせ

#### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限：平成24年7月30日（月）午後5時まで（必着）

2) 場 所：上記（1）

- 3) 方 法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）
- (4) 提案書の提出日、提出場所及び方法
  - 1) 期 限：平成24年8月30日（木）午後5時まで（必着）
  - 2) 場 所：上記（1）
  - 3) 方 法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有  
件 名：（仮称）平成25年度代田橋駅周辺地区地区街づくり計画策定委託
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (6) 詳細は、5.（2）の説明書による。